

木津川市立高の原小学校 P T A

令和4年10月4日改訂版

- 1 P T A 会則
- 2 P T A 慶弔規定
- 3 役員・委員選出規定
- 4 本部役員選挙細則
- 5 学級委員選挙細則
- 6 地域委員選挙細則

6年間、大切に保管してください。

木津川市立高の原小学校 PTA 会則

第一章 総則

第1条（名称及び事務所）

本会は、木津川市立高の原小学校 PTA(以下「本会」)と称し、事務所を高の原小学校内におきます。

第2条（目的）

本会は、児童の心身共に健全な発達をはかるために、保護者と教職員が協力して、家庭・学校・地域における教育環境の充実に向けて、必要な活動を行います。

第3条（基本方針）

本会は、社会教育法に定められた社会教育関係団体として、上記目的の達成のため、次の方針によって会務を遂行します。

1. 会員の総意に基づいて、自主的な活動や運営を行います。
2. いずれの宗教及び政党にも偏らず、いかなる団体の干渉も受けません。
3. 本会は、学校の人事や教育方針、管理・運営には干渉しません。

第4条（活動）

本会は、次の活動を行います。

1. 児童の教育と生活に関わる課題について学習します。
2. 会員相互や親子の親睦と、地域との教育を深めるための行事を行います。
3. 学校行事に参加、協力します。
4. 児童の教育や生活について話し合い、関係機関にはたらきかけます。
5. 定期的に会報を発行します。
6. その他、本会の目的を達成するための活動を行います。

第5条（会員）

本会の会員は、木津川市立高の原小学校に在学する児童の保護者と、同校に勤務する教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務を有します。本会は全員加入とします。

第二章 機関

第6条（機関）

本会に、次の機関をおきます。

1. 総会
2. 本部役員会
3. 運営委員会
4. 学年委員会
5. 専門委員会
6. 地域委員会
7. 選挙管理委員会

第7条（総会）

1. 総会は、本会の最高決定機関であり、以下の事項を審議し、決定します。
 - 1) 役員の承認
 - 2) 活動計画及び予算案の審議
 - 3) 活動報告及び決算の審議
 - 4) 会則の改正
 - 5) その他、重要事項の審議・決定
2. 総会は、年1回開催し、会長が召集します。ただし、臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または会員の10分の1以上の要求があったとき、開くことができます。
3. 議長・副議長・書記は会長が委嘱し、総会の承認によって就任します。
4. 総会は、出席者と委任状を含め会員の2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数の賛成で議決します。可否同数の場合は議長が決します。議決は一家庭一票とします。
5. 会長は、事前に議案を会員に通知しなければなりません。

第8条（本部役員会）

1. 本部役員会は、次の本部役員により構成されます。
 - 1) 会長 1名（P 1名）
 - 2) 副会長 2名（P 2名）
 - 3) 書記 2名（P 1名 T 1名）
 - 4) 会計 2名（P 1名 T 1名）
2. 会長は、本会を代表し、会務を統括します。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に不都合のある時はその職務を代行します。
4. 書記は、本会の議事や活動に関する記録を作成し、会の日常業務を行います。
5. 会計は本会の会計事務を行います。

第9条（委員会）

1. 運営委員会

（1） 運営委員会は、次の委員により構成されます。

- 1) 本部役員
- 2) 各学年委員長
- 3) 各専門委員長
- 4) 地域委員長
- 5) 選挙管理委員長

（2） 本委員会は、総会の決議に従って会務の執行にあたります。

（3） 本委員会は、本部役員会が統括します。

2. 学年委員会（学級懇談会）

（1） 保護者全員の中から、1学級2名ずつの学級委員を選出します。

（2） 学級ごとに選出された学級委員と各担任により、各学年委員会を構成します。

（3） 学級委員は、必要に応じて学級懇談会を開催し、児童の教育や生活、会の活動について会員の意見を求め、要求の把握に努めます。

3. 専門委員会

本部役員会は、活動上必要と認めたとき、総会の承認を経て、専門委員会を設置することができます。

4. 地域委員会

（1） 各地域から選出された地域委員と、教職員若干名によって構成されます。

（2） 教職員と協力しあい、児童の通学の安全等に努めます。

5. 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、本部役員選出にあたり、選出が円滑に**行われる**よう努めます。

第10条（役員・委員の任期）

役員・委員の任期は、1年とします。ただし、任期途中で欠員の生じた場合の新任役員・委員については、前任者の残任期間とします。

第11条（役員・委員の選出）

本会の役員・委員の選出については、総会の承認により、別途「役員・委員選出規定」を定めることができます。

第12条（会議の成立と議決）

1. 各委員会の会議は、委員の過半数で成立します。

2. 議事は、出席者の過半数で決します。可否同数の場合は議長が決します。

第 13 条（会議の運営）

1. 各委員会の運営については、運営委員会の承認により別途「運営細則」を定めることができます。
2. 運営委員会を除く各委員会には、委員長・副委員長をおきます。

第 14 条（顧問）

本会は、会長の委嘱により顧問をおくことができます。

第三章 会計

第 15 条（会費）

1. 本会の経費は、会費、その他の収入でまかないます。
2. 会費は、月 2 0 0 円とします。ただし、保護者会員の会費は家庭単位で納めます。

第 1 6 条（会計）

1. 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われます。
2. 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとします。

第 1 7 条（会計監査）

本会に、会計監査委員 2 名をおきます。会計監査委員は、新年度総会において選出されます。

第四章 付則

第 1 8 条（会則の改定）

本会の会則は、総会で 3 分の 2 以上の同意により改正することができます。

付則 本会則は令和元年 1 0 月 3 0 日改正。（第 4. 8. 9 条）

木津川市立高の原小学校 PTA 慶弔規定

1. (総則)

会員及び在学児童の慶弔にともない、次の金品を供えます。

2. (供花料)

会員及び在学児童の死亡の場合、香料 1 万円および供花などを供えます。

3. (餞別)

教職員が退職した場合、5 0 0 0 円相当の餞別を贈ります。

4. (その他)

その他、必要に応じて協議します。

木津川市立高の原小学校 PTA 役員・委員選出規定

1 第8条関係（本部役員の選出）

- (1) 本部役員の選出は、前年度末に行います。
- (2) 1年から5年までの各学年1名を選挙管理委員とし、選挙管理委員会を構成します。選挙管理委員の中から、立候補または互選により、選挙管理委員長・副委員長を選出します。選挙管理委員は、各学年候補者の選出及び役職の決定に立ち会い、必要に応じて選挙を行います。
- (3) 本部役員候補者の選出は、事前立候補者を最優先とします。1年から5年までの全会員で、一定期間を設け事前に立候補者を募ります。その後、協議により各学年1名ずつ候補者・補欠者を選出します。候補者が複数の場合は、学年ごとに選挙を行います。互選会により本部役員候補5名・補欠1名の計6名から事前立候補者を差し引いた人数の候補者・補欠候補者を決定します。
- (4) 役職は、5名の本部役員候補の中から、立候補または互選により決定します。
- (5) 選挙管理委員会は、本部役員の信任を、全会員の紙上投票で確認し、会員に報告します。投票は、1家庭1票の無記名秘密投票とします。ただし、投票用紙の配布や回収は、学級担任が代行できます。
- (6) 役員が、転出等により任期途中で会員資格を失ったときは、補欠候補者が繰り上がります。

2 第9条関係（各委員の選出）

- (1) 学級委員は、年度初めの学級懇談会において、学級の保護者全員の中から、立候補または協議により、1学級2名の学級委員を選出します。2学年にわたって選出された場合は、一方を辞退します。
- (2) 専門委員は、選出された学級委員全員の中から、必要な人数を、立候補または互選により選出します。このとき、学年ごとに人数の片寄りが生じないようにします。
- (3) 地域委員は、各地域から児童数に応じて若干名の地域委員を選出します。
- (4) 本部役員・学級委員・地域委員は兼任できません。

3 第13条関係（委員長・副委員長の選出）

- (1) 各学年委員会・各専門委員会・地域委員会・選挙管理委員会はそれぞれの委員の中から、立候補または互選により、各委員長・副委員長を選出します。互選では本部役員・各委員長未経験者からの選出を原則とします。
- (2) 正・副委員長は、兼任できません。

木津川市立高の原小学校 PTA 本部役員選挙細則

(令和4年10月4日運営委員会承認)

- 1 この細則は、PTA 会則及び役員・委員選出規定に基づき、本部役員の選挙細則を定めるもので、その改廃は、運営委員会が上記規定に則し、適正に行います。
- 2 選挙管理委員会は、次年度本部役員選出にあたり、選出を円滑に行うため、1条に掲げる諸規定及び本細則に基づき、選出の手引きを作成し、選挙管理の指針とすることができます。
- 3 本部役員の選出では、前年度末に1年から5年に在籍する児童の保護者全員が被選挙権をもちます。ただし、選挙管理委員を除きます。
- 4 本部役員候補者の選出は、事前立候補者を最優先とします。
1年から5年までの全会員で、一定期間を設け事前に立候補者を募ります。協議による選出の場合は、本部役員・学級委員・地域委員長・地域副委員長未経験者からの選出を原則とします。
 - ① 事前立候補者が6名以上の場合は、互選会の協議により、候補者5名・補欠者1名を選出します。
 - ② 事前立候補者が1名以上6名未満の場合は、協議にて、各学年1名ずつ候補者を選出し、互選により事前立候補者を差し引いた人数の候補者と、補欠候補者1名を選出します。
 - ③ 事前候補者がゼロの場合は、協議にて、各学年1名ずつ候補者・補欠候補者を選出します。選出当日、立候補者が複数の場合は、学年ごとに選挙を行います。各学年1名ずつ選出された計5名の補欠候補者は、互選会にて1名を選出します。なお、事前立候補者が1名以上いる場合は、各学年からの補欠候補者の選出は行わず、本部役員候補者の中から補欠候補者を選出します。
補欠については、本部役員の欠員が生じた場合、その後任となります。任期途中での職務引継ぎは負担が大きいため、後任の役職については、本部役員内で話し合いのうえ、決定します。なお、ねむの木学級からの立候補がある場合、各協力学年からの選出となります。各学年での選出は、原則として、3学期の学年懇談会で行うものとし、その進行は学級委員が協力して行い、選挙管理委員が公正な選挙であることを見届けます。

(1) 協議による選出にあたっては、次の辞退権を認めます。

① 本部役員経験者は永久、運営委員（各学年委員長・各専門委員長・選挙管理委員長・地域委員長）経験者は任期年度を含め6年間、学級委員・地域副委員長経験者は任期年度を含め3年間、申し出があれば辞退権を認めます。

② 転出予定のある家庭

③ 4歳未満の子のいる家庭

④ 妊娠中の人

⑤ 当校外で次年度 PTA 本部役員に選出された人

ただし、この辞退権は、本人の申し出によるもので、再任を妨げるものではありません。

(2) 協議による候補選出にあたっては、欠席者を含め、個々の事情をよく考慮し、責任をもって選出します。辞退願の提出があつて、選管がプライバシー保護の観点から役員をするのが困難と判断した場合、選管内の協議にとどめるときがあります。

(3) 兄弟姉妹の子どものいる保護者は、上の学年から選出されることを優先します。ただし、立候補により選出された場合は、その学年を優先します。

(4) ある学年において、本部役員対象者がゼロの場合、その学年に限り、委員経験者（委員経験者辞退権期間内で、辞退を申し出た場合を除く）も対象者とします。

5 各学年での候補選出に先立ち、選挙管理委員会は立候補制度を設け、周知させます。

6 信任投票による補欠候補を含む本部役員候補の承認は、有効投票の過半数を必要とします。

7 選挙管理委員会は、本細則2条によるほか、1条に掲げた諸規定ならびに本細則に基づき、必要に応じて、実施方針や選挙運営に関わる調整と決定を行うものとします。

8 本細則は、令和4年10月4日より施行されます。

木津川市立高の原小学校 PTA 学級委員選挙細則

(令和4年10月4日運営委員会承認)

- 1 この細則は PTA 会則及び役員・委員選出規定に基づき、学級委員の選挙細則を定めるもので、その運用・改廃は運営委員会が上記規定に則し適正に行います。
- 2 学級委員の任期は1年で、1年から6年までの各学級の保護者全員が、委員の候補となります。
- 3 年度初めの学級懇談会において、1学級2名の学級委員と、1名の補欠をそれぞれ選出します。
- 4 学級委員の選出は、新年度本部役員会が統括し、各学級の議事進行は、前年度学級委員が行います。
 - (1) 学級委員の選出は、立候補または協議により行います。協議では、本部役員・学級委員・地域委員長・地域副委員長未経験者からの選出を原則とし、学級懇談会欠席者も候補として含め、個々の事情をよく考慮し、責任をもって選出します。
 - (2) 複数学年にわたって同一保護者が協議により選出された場合は、上の学年を優先するものとします。ただし、立候補による場合は、立候補した学年を優先します。
 - (3) 立候補は、1年から6年までのいずれか一つの学年のみとします。
 - (4) 協議による選出にあたっては、次の辞退権を認めます。
 - ① 1歳未満の子のいる家庭
 - ② 妊娠中の人ただし、この辞退権は、本人の申し出がある場合に限ります。
- 5 学級委員が転出等により任期途中で退任した場合、補欠が後任学級委員となります。
- 6 ねむの木からの選出について（定数1名）
学級委員は、運営委員会の委員になる権利を有します。
所属は、本人からの特別な申し出がない限り、学年委員会とします。
- 7 本細則は令和4年10月4日より施行されます。

木津川市立高の原小学校 PTA 地域委員選挙細則

(令和 4 年 10 月 4 日運営委員会承認)

- 1 この細則は PTA 会則及び役員・委員選出規定に基づき、地域委員の選挙細則を定めるもので、その運用・改廃は運営委員会が上記規定に則し適正に行います。
- 2 地域委員の任期は 1 年とし、1 年から 5 年までの保護者全員が、委員の候補となります。
- 3 地域委員は、前年度末に地域単位で選出します。各地域の選出方法については、地域委員会の統括により、各地域の独自性を尊重します。
- 4 地域委員が転出等により任期途中で退任した場合、補欠が後任地域委員となります。
- 5 本細則は令和 4 年 10 月 4 日より施行されます。